

2026年2月13日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証 プライム市場)
問い合わせ先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL : 03-5290-6500(代表))

従業員向け株式交付制度の導入に関するお知らせ

ソニーフィナンシャルグループ株式会社(代表執行役 社長 CEO:遠藤 俊英、本社:東京都千代田区、以下「当社」)は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社(当社と併せて以下「対象会社」)の一定の要件を満たす管理職(以下「対象従業員」)を対象として、株式付与ESOP^{*1}信託(以下「ESOP信託」)を活用した株式交付制度(以下「本制度」)を導入することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

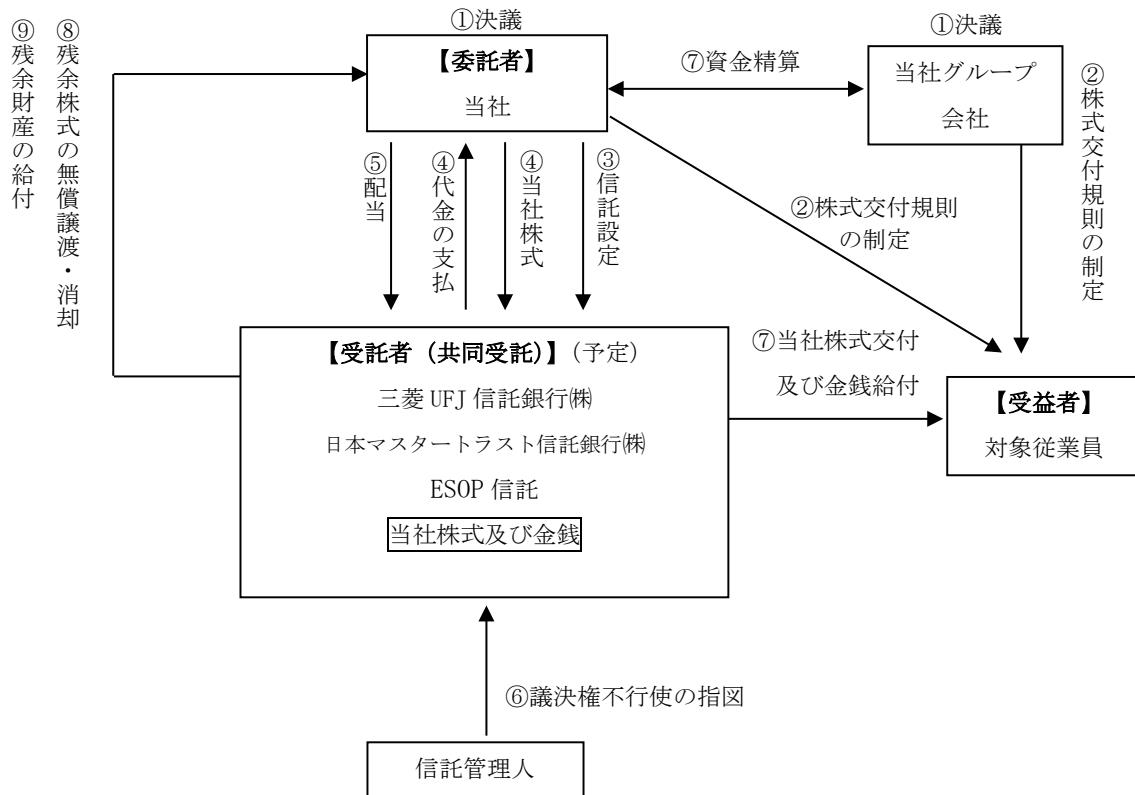
記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、対象従業員に当社株式を付与することで、対象従業員にソニーフィナンシャルグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」)を、予め定める株式交付規則に基づき、対象従業員に交付及び給付(以下「交付等」)するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は各対象会社が全額拠出するため、対象従業員の負担はありません。
 - (3) 本制度の導入により、当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受する機会を対象従業員に提供します。これにより、中長期的な企業価値向上を意識した主体的な取り組みを促進するとともに、インセンティブの多様化によるエンゲージメント向上やリテンション効果が期待されます。
- (※) 本制度の導入に伴い、30,978,900株(総額4,999,994,460円)の自己株式をESOP信託に対して割当することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「従業員向け株式交付制度導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

*1 Employee Stock Ownership Planの略称

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、ESOP信託の導入に関して必要な決議を行います。当社グループ会社は、各社単位で本制度の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 各対象会社は、各社単位で本制度の導入に際して株式交付規則を制定します。
- ③ 当社は委託者として、金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ④ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規則に従い、一定の要件を満たす対象従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。各対象会社は、各社の対象従業員に対し交付及び換価処分相当額の金銭が給付された当社株式の取得に要した金銭を各対象会社間で精算します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度としてESOP信託を継続利用することができます。なお、ESOP信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じたESOP信託内の当社株式に係る配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することができます。

(ご参考) 信託契約の内容

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤ 受益者	対象従業員のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2026年2月25日（予定）
⑧ 信託の期間	2026年2月25日～2029年9月末日（予定）
⑨ 制度開始日	2026年2月25日（予定）
⑩ 議決権行使	行使しないものとする。
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の金額	5,002,994,460円
⑬ 株式の取得日	2026年3月2日
⑭ 株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
⑮ 帰属権利者	当社
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。

以上